

所沢市告示第225号

発注予定の建設工事について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第7条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第5条の規定に基づき、発注の見通しに関する事項の公表方法について次のとおり公告する。

平成31年 4月23日

所沢市長 藤本正人

発注の見通しに関する事項の公表

- (1) 公表方法 閲覧及びインターネットを利用する閲覧による
- (2) 公表場所 総務部契約課及び所沢市ホームページ
- (3) 公表時期 各年度の4月（当初）に公表する。ただし、変更及び追加については原則として四半期ごとに公表するものとする。